

平成21年10月

気候変動枠組条約次期枠組み交渉の
状況について

次 目

1. 次期枠組み交渉全体の概要

- (1) 交渉の枠組み
- (2) 交渉状況
- (3) 我が国の中期目標

2. 森林関連の議論の状況

- (1) 先進国の森林吸収源の取扱い
- (2) 伐採木材製品の取扱い
- (3) 途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減

(参考資料)

- 参考1 検討スケジュール
- 参考2 我が国の中期目標
- 参考3 森林吸収量の算定ルール案
- 参考4 伐採木材製品(HWP)の算定方法の考え方
- 参考5 気候変動と途上国の森林減少問題

1. 次期枠組み交渉全体の概要

(1) 交渉の枠組み

- 京都議定書の第一約束期間(2008～2012年)後の枠組みについて、本年12月の第15回締約国会議(COP15・コペンハーゲン)での合意に向けて、議論が行われているところ。
— 2007年12月の第13回締約国会議(COP13・バリ)での合意(バリ行動計画)に基づく。

— 次の2つの特別作業部会で作業。

- 条約の下での特別作業部会(AWG-LCA)
(すべての条約締約国の取組について議論)
- 議定書の下での特別作業部会(AWG-KP)
(先進国の義務について議論)

(2) 交渉状況

- 先進国と途上国との意見が相違。
【先進国】
共通だが差異ある責任及び相応の能力に基づき、すべての国が行動することが不可欠である旨主張。

【途上国】

先進国との目標について歴史的責任に基づき削減量が割り当てられるべき、また、途上国の行動は自立的なものである旨主張。

(3) 我が国の中期目標

- 9月22日に開催された国連気候変動首脳会合において、我が国の中期目標として、すべての主要国が参加による意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに1990年比で25%の削減を目指すことを表明。
- COP15に向けて、9月22日に国連気候変動首脳会合、9～10月に特別作業部会が開かれた。
- 11月2～6日に特別作業部会が開かれる。

2. 森林関連の議論の状況

(1) 先進国の森林吸収源の取扱い

- 森林等の吸収源対策を引き続き目標達成手段として適用可能とすべきとの意見では、各国とも基本上に一致。

- 具体的な取扱いについては、各国から以下のような様々な意見が出されている。

(2) 伐採木材製品(HWP)の取扱い

- 森林吸収源の取扱いに関する議論の一環として、伐採木材製品(HWP)に含まれる炭素の取扱いについても、ルール(伐採・搬出=排出)の見直しを検討。

- 途上国の中にはルールの見直しに反対をしている国もある。

【提案されている森林吸収量の算定方式】

①グロスネット方式(=現行方式)

適切に管理されている森林における約束期間中の吸収量をそのまま計上

②ネットネット方式

基準年と約束期間の吸収量の差を計上

③バーア方式

国ごとに基準値(バー)を定め、このバーと、実際の吸収量との差を計上

④ベースライン方式

通常の森林経営で予想される吸収量と、実際の吸収量との差を計上

また、COP15に向けた合意文書の検討の中で、
③バーア方式と④ベースライン方式を統合し、「参考レベル」とすることが模索されている。

(2) 伐採木材製品(HWP)の取扱い

- 森林吸収源の取扱いに関する議論の一環として、伐採木材製品(HWP)に含まれる炭素の取扱いについても、ルール(伐採・搬出=排出)の見直しを検討。

- 途上国の中にはルールの見直しに反対をしている国もある。

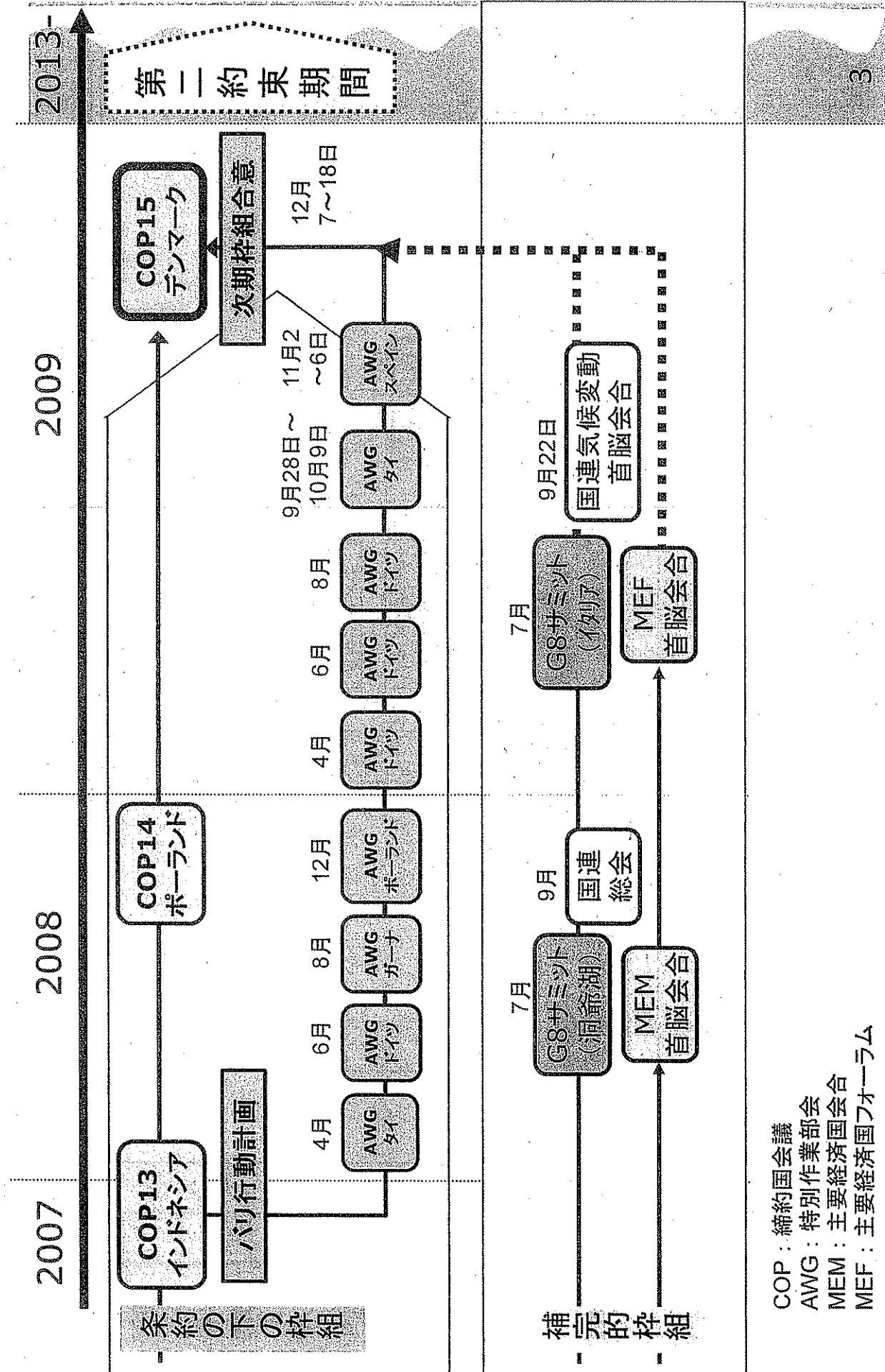
(注) HWP: Harvested Wood Products

(3) 途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減(REDD)

- 途上国の中にはルールの見直しに反対をしている国もある。
- 途上国における森林減少・劣化に由来する排出量は、世界全体の約2割を占めるとされおり、気候変動対策上重要な課題。
- COP15に向けて、REDDの対象となる活動の範囲、資金等の政策論、森林のモニタリング等の方法論について検討されている。

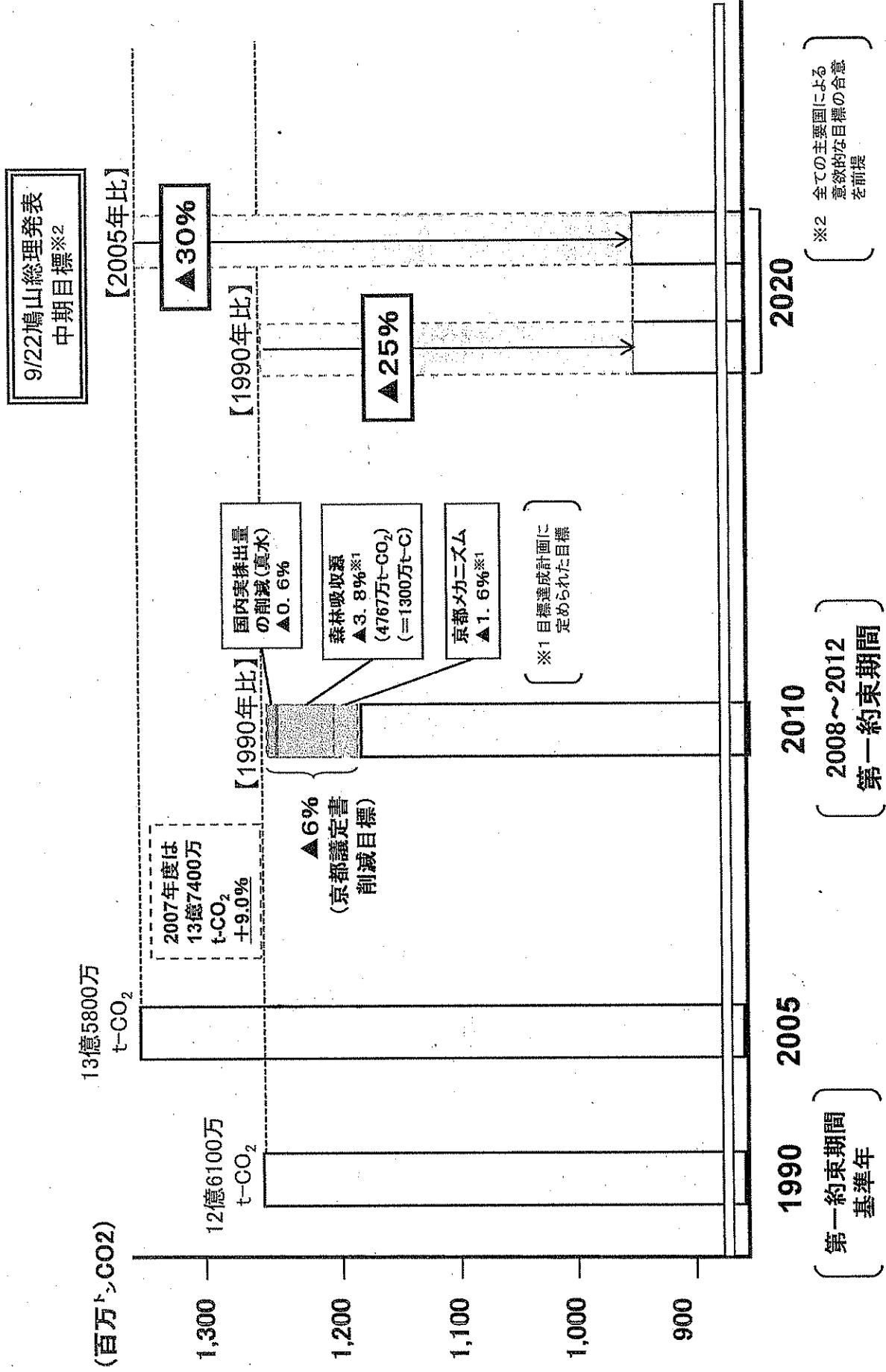
(注) REDD: Reducing emissions from deforestation and forest degradation in developing countries

次期枠組み交渉の検討入門



参考2

参考2
中期目標 (2020年目標)



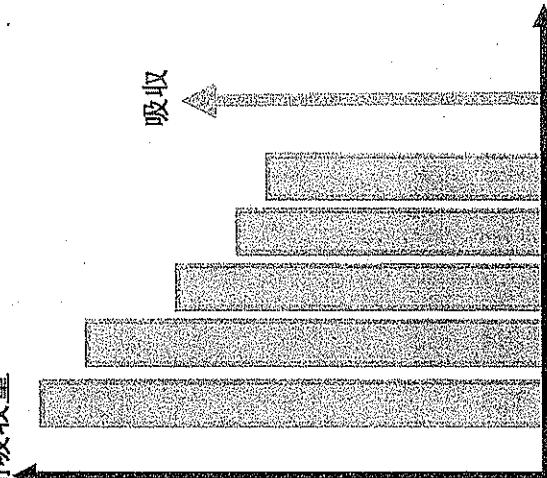
参考3

森林取扱量の算定ルール

① フィクスドルール

- 約束期間における吸収量をそのまま計上
- 第一約束期間のルール

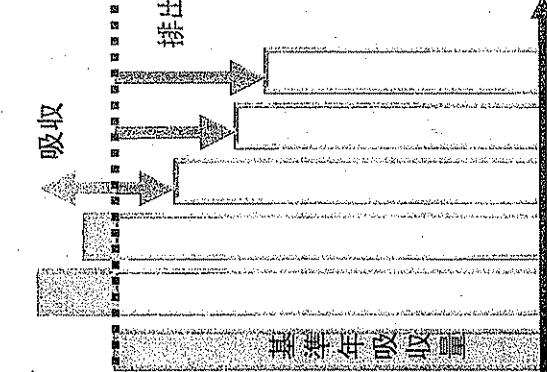
年間吸収量



→ 約束期間 →

② フラッジルール

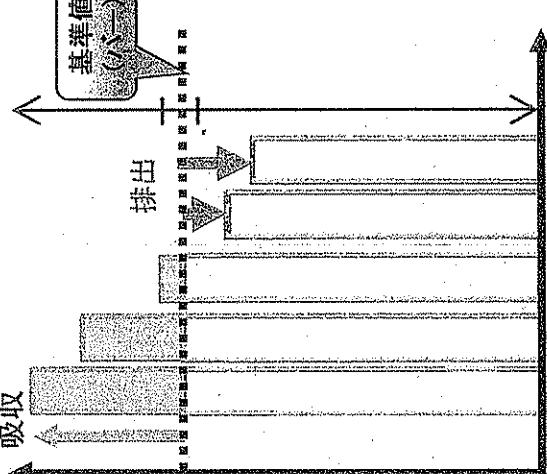
- 基準年と約束期間の吸収量の差を計上
- 森林の成熟に伴う吸収量の減少が、排出同様に計上される



→ 約束期間 →

③ バーチャルルール

- 国ごとに基準値(バー)を定め、このバーと、実際の吸収量との差を計上
- 透明性のあるバーの設定方法が課題



→ 約束期間 →

→ 約束期間 →

→ 約束期間 →

→ 紺束期間 →

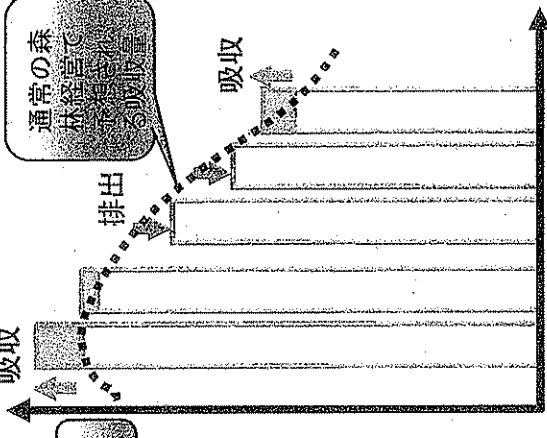
→ 紺束期間 →

→ 紺束期間 →

→ 紺束期間 →

④ ベースライン方式

- 通常の森林経営で予想される吸収量と、実際の吸収量との差を計上
- 客観的なバースラインの設定が困難



→ 紺束期間 →

EUが提案

● 途上国・オーストラリア等が主張
将来吸収量が増加する国には有利

● 我が国が主張
我が国の森林は、成熟化に伴い蓄積の伸びが鈍化する結果、将来的の吸収量が低下する見込み

● 力ナダが主張
山火事や害虫による枯死など、自然原因による排出の影響の除外が容易であると主張

また、COP15に向けた合意文書の検討の中で③バー方式と④バー方式を統合し、「参照レベル」とすることが模索されている。

伐採木材製品（HWP）の蓄炭の考え方

参考4

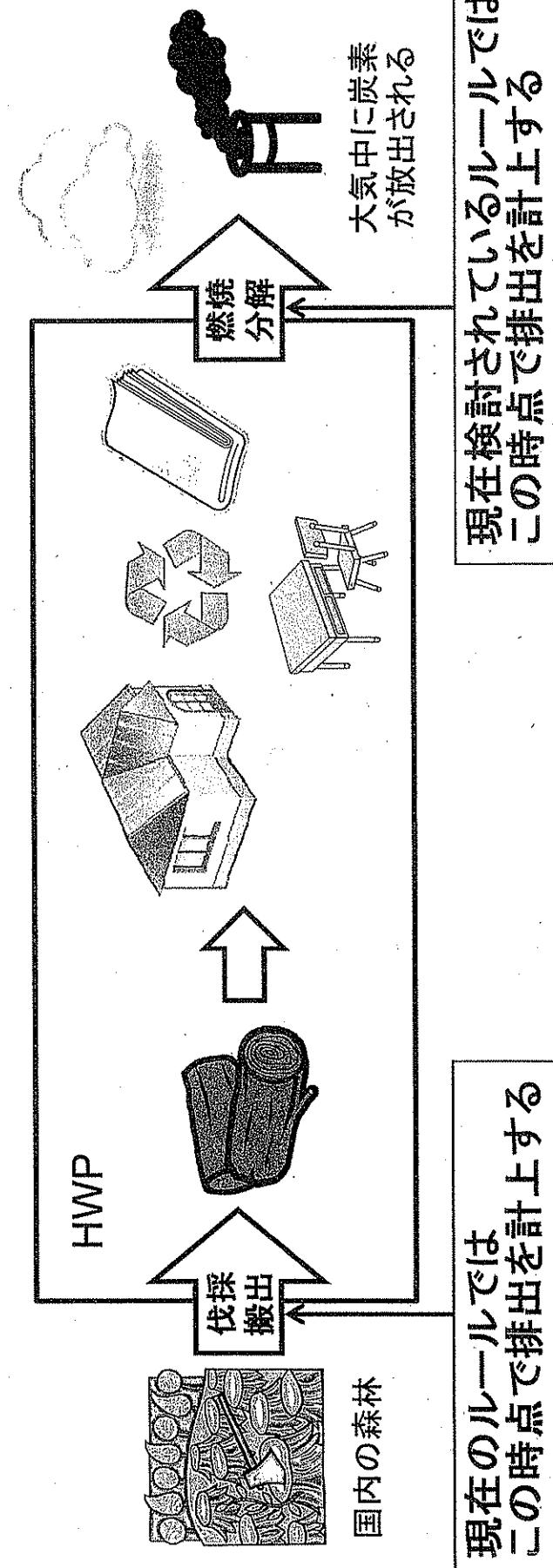
伐採木材製品（Harvested Wood Products）：森林の外に運び出された全ての木質資源

1. 現在のルール

木材中の炭素は、森林から伐採・搬出された時点で、大気中に排出されたとみなす

2. 現在検討されているルール

伐採木材製品に貯蔵されている炭素は、実際に大気中に排出された時点で、排出とする



気候変動と森林問題

参考5

途上国の森林減少等に由来する排出量は世界の温室効果ガス排出量の2割
京都議定書では、この問題は対象外

次期枠組み交渉に組み込む方向で、2009年中に結論を得るべく検討開始することが決定(2007年12月のCOP13)

COP14(2008年12月)では、取組促進のための閣僚声明を発表

世界の森林面積は40億ヘクタール(全陸地面積の3割)

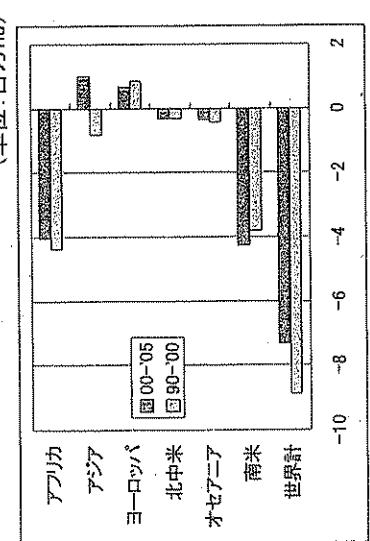
毎年1290万ヘクタール減少による(2000-2005)(植林等による増加分を差し引くと730万ヘクタールの純減)
南米(特にブラジル)、アフリカ(アシアではインドネシア等ににおいて依然として急激な減少が進行中)
主な原因は、焼畑、森林火災、農地開発、違法伐採等

※途上国でも森林の増加している国はあります、状況は様々

森林面積の年間あたりの増減

(1990年-2005年)

(単位:百万ha)

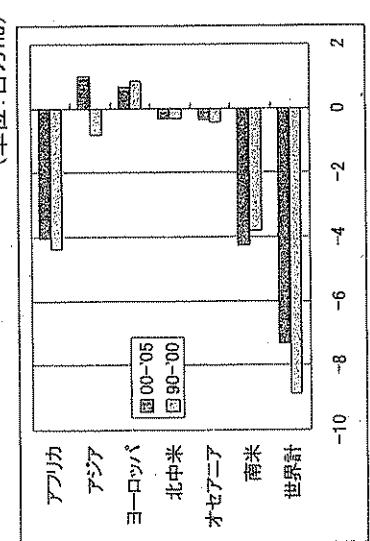


(出典) FAO 世界森林資源評価2005

途上国(日本を除く)における削減行動

(1990年-2005年)

(単位:百万ha)



(出典) FAO 世界森林資源評価2005

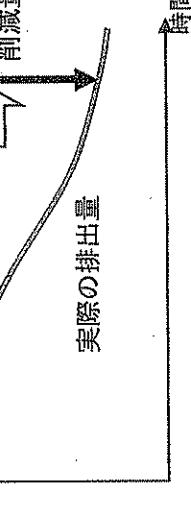
森林減少からの排出削減イメージ

排出量

過去の経緯等から予想される排出量

経済的インセンティブ

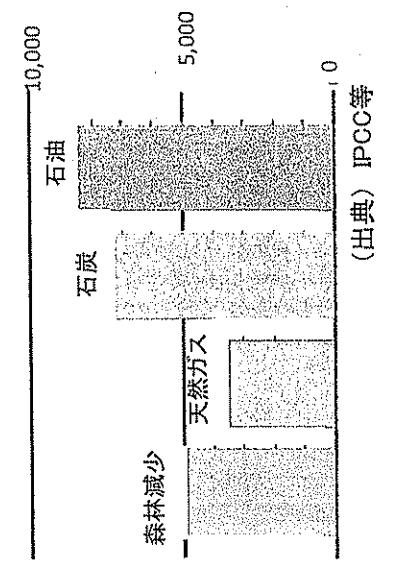
排出削減量



時間

世界全体の年平均排出量の比較

(単位:百万トン-CO₂)



(出典) IPCC等